

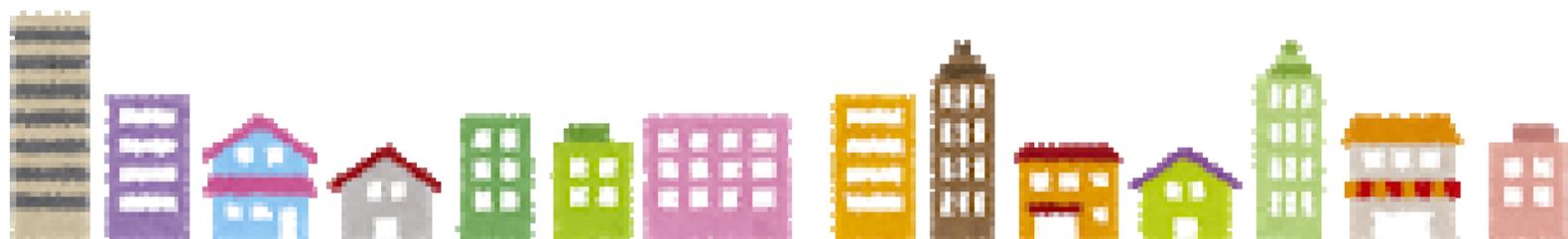
～ ご存知ですか？あなたの地域の見守り役～

民生委員・児童委員

だれもが安心して暮らし続けることのできる地域づくりのために



民生委員・児童委員は、支援を必要とする地域住民を見守り、必要に応じて専門機関へつなぐ「パイプ役」として活動しています。



民生委員・
児童委員とは

厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の
地方公務員で、無償のボランティアとして
活動しています。
また、民生委員は児童委員を兼ねているため
「民生委員・児童委員」と呼ばれています。



主任児童委員
とは

民生委員・児童委員の中には、児童福祉を
専門に担当する「主任児童委員」がいます。
地域の子どもたちが安全に生活できるように
学校や児童福祉関係機関などと連携して活動
しています。



どんな人が
民生委員に
なっているの？

広く福祉に関心があり、地域活動や
ボランティア活動に理解のある方が、
お住まいの自治（町）会から推薦されます。
（任期：3年間）



どのような流
れで民生委員
になるの？

- ①自治（町）会が候補者を推薦
- ↓
- ②市川市民生委員推薦会で審議し、千葉県知事に推薦
- ↓
- ③千葉県知事が候補者を国に推薦
- ↓
- ④厚生労働大臣が民生委員を委嘱



年齢要件

民生委員・児童委員	新任	原則72歳未満（地域の実情により78歳未満）
	再任	原則75歳未満（ // ）
主任児童委員	新任	原則55歳未満（地域の実情により65歳未満）
	再任	原則55歳未満（地域の実情により68歳未満）

こんな活動を
しています

地域で支援を必要としている方に対して、**見守り**や**訪問**を行っています。
相談内容に応じて、高齢者サポートセンターなどの専門
機関へつなぐなど、連携して活動をしています。

また、自治(町)会や地区社会福祉協議会と協力して、
地域の行事や多世代交流の場など、
「顔の見える地域づくり」の活動に参加しています。

具体的には…

(1) 担当区域内の住民の生活状況や福祉需要の把握

└ 地域の中で心配な方や不安な方がいないか、把握や見守りをします。
65歳以上で、民生委員の見守りを希望する一人暮らしの方に対し、
月に1回以上の訪問を行います。相談等で知れた個人情報、
守秘義務が課せられています。退任後も同様です。



(2) 地区民生委員・児童委員協議会や研修会への参加

└ 毎月1回、所属の地区民生委員・児童委員協議会に出席し、行政や関係機関から
の連絡や情報共有、意見交換などを行います。また、年5~6回程度、研修会へ
参加します。

(3) 行政や関係機関の事業に対する協力・調整

└ 行政や関係機関の事業に対する協力を行います。
支援を必要とする方々が適切なサービス提供を受けられるよう、関係機関との
調整を行います。

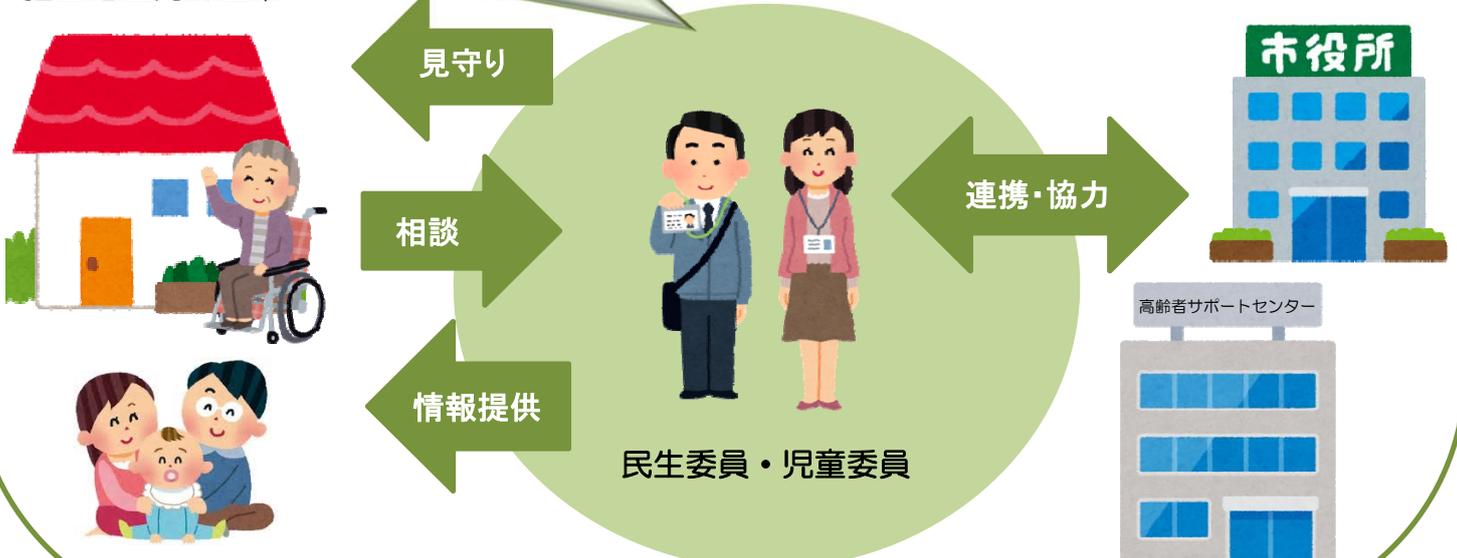
(4) 自治(町)会や地区社会福祉協議会への参加・協力

└ 自治(町)会の行事や、地域住民同士の支え合いを推進している
「地区社会福祉協議会」の活動に参加・協力をします。

民生委員・児童委員は、地域住民と行政・専門機関をつなぐ“パイプ役”です

担当地区内の世帯

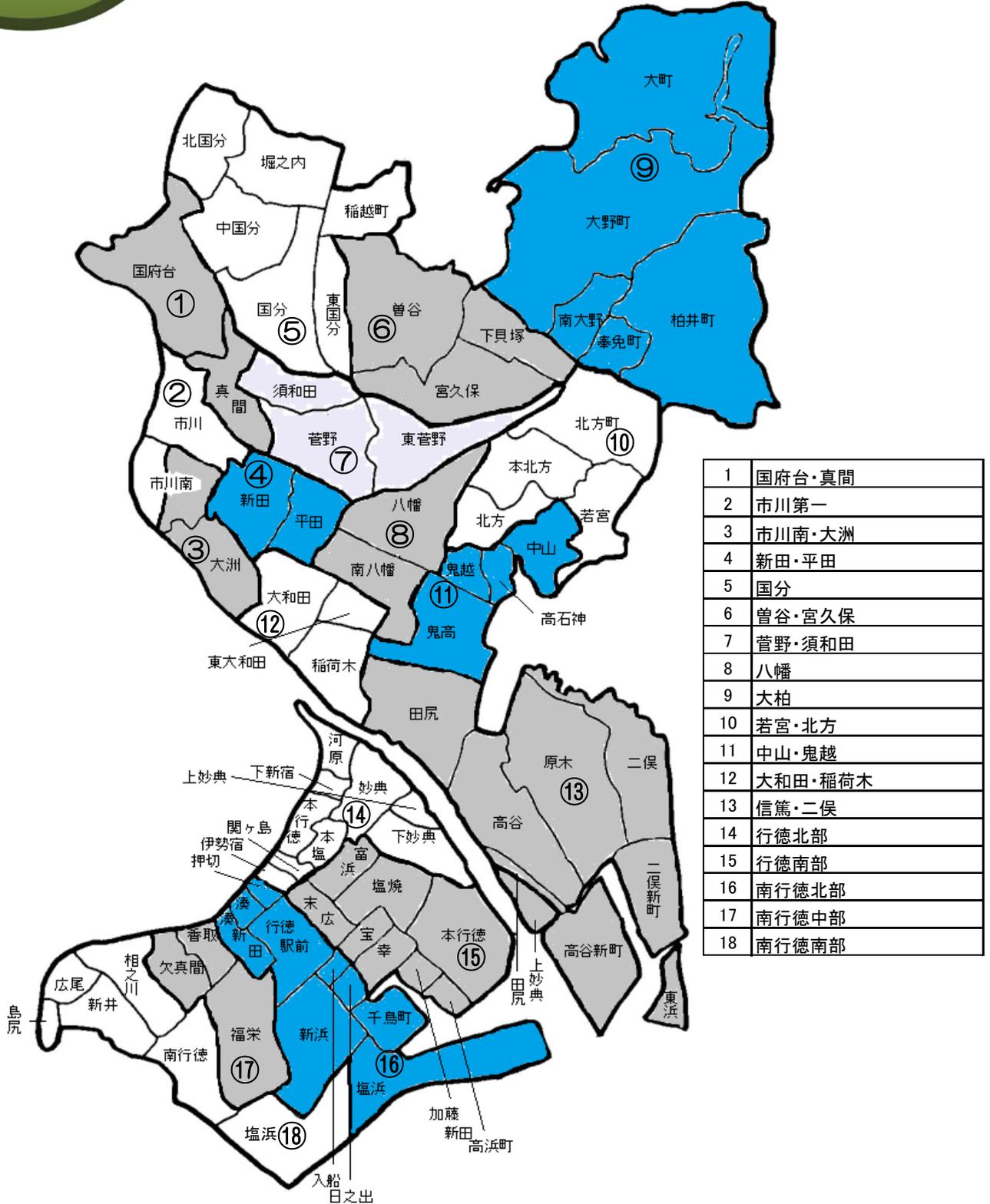
行政機関・専門機関



民生委員の
定数は

市町村ごとに定数が定められており、
市川市における定数は**466名**となっています。
(うち、児童福祉を専門とする主任児童委員が36名)
※令和4年12月1日時点

市内を**18の区域**にわけて活動しています。



民生委員・児童委員制度についての問合せ先

市川市 福祉部 地域支えあい課 民生委員担当
〒272-8501 市川市八幡1丁目1番1号
TEL 047-712-8518 FAX 047-712-8789